

ゴミ処理基本計画

平成21年3月

吉野町



目 次

第 1 章	ごみ処理基本計画策定の趣旨	1
第 2 章	基本的事項の把握	2
第 1 節	地域の概要	2
1-1	地理的概況	2
1-2	土地利用状況	2
1-3	人口	2
1-4	世帯数	3
第 2 節	産業	4
2-1	産業構造	4
第 3 節	関連する計画	5
3-1	計画の位置づけ及び廃棄物関連法体系	5
3-2	奈良県廃棄物処理計画	6
3-3	新奈良県環境総合計画	6
3-4	奈良県循環型社会構築構想	6
第 3 章	ごみ処理基本計画	7
第 1 節	ごみ処理の現状	7
1-1	ごみ処理の経緯	7
1-2	ごみ処理体系の概要（ごみ処理フロー）	7
1-3	収集ごみの量	8
1-3-1	ごみ発生量	8
1-3-2	収集別ごみの推移	8
1-4	収集運搬の現状	10
1-5	ごみ収集人口	10
1-6	最終処分場の現状	11
1-7	処理施設の現状	12
1-8	処理体系	12
1-9	一般廃棄物収集運搬許可業者	13
1-10	一般廃棄物の区分及び排出方法等	14
1-11	将来人口の予測	15
1-12	ごみ発生量の予測	15
第 2 節	ごみ処理基本計画	16
2-1	基本方針	16

2-2	町民、事業者、行政の役割	17
2-3	ごみの発生抑制	18
2-4	再使用の推進	18

第1章 ごみ処理基本計画策定の趣旨

1-1 計画の趣旨

私たちの生活様式は時代の流れとともに便利で快適な暮らしを送れるようになってきました。その反面、大量の物が消費され大量のごみが排出されるようになり廃棄物問題や、大気汚染についてはオゾン層の破壊により地球温暖化が生じ地球環境問題に結びついています。国では資源を有効に活用するため廃棄物発生抑制（Reduce）再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）といった循環型社会を形成するために3R運動を推進している。

本町でも、廃棄物の現状を把握し循環型社会を目指し町独自の取り組みを推していくために、町民、業者、行政が一体となって次世代が過ごしやすい社会を形成するためにこの計画を作成していく。

1-2 計画の目的

廃棄物処理法律第6条第1項の規定に基づき本計画を策定する。

1-3 計画の期間

本計画は、期間を平成21年度から30年度までの10年間とします。この計画は概ね5年ごとに改正を行います。計画策定の内容に大きな変化があった場合には随時見直しを行う。

第2章 基本的事項の把握

第1節 地域の概要

1-1 地理的概況

吉野町は、奈良県の中央部、吉野郡の北部に位置し町の中央部を東から西に吉野川が流れている。その町域は東西14.2km、南北13.2km、面積95.65平方kmと広い面積を有している。一部は吉野熊野国立公園（9.65平方km）、吉野川・津風呂自然公園（20.15平方km）を有している。

1-2 土地利用状況

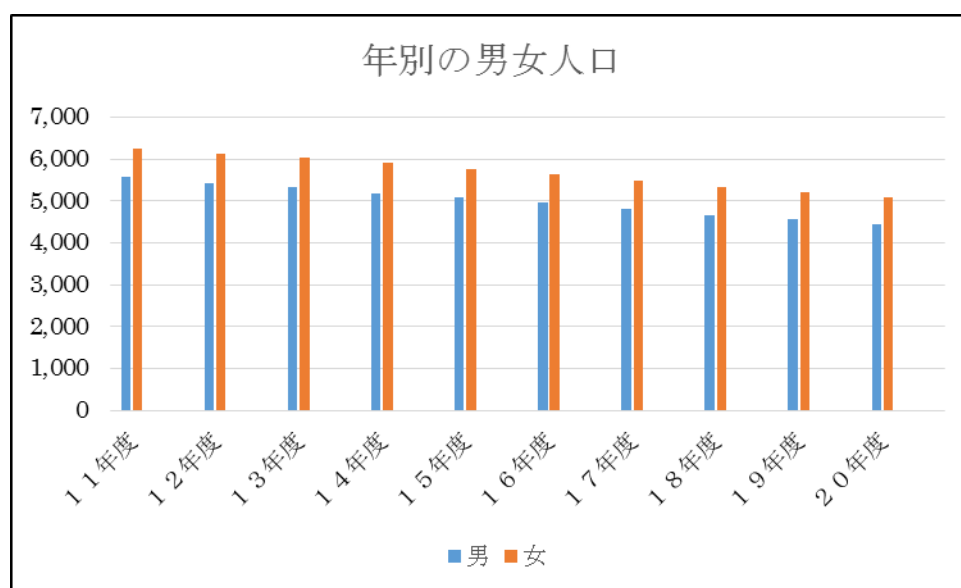
本町の地目別土地利用面積を示している。

（平成20年1月1日現在）

地目	面積 (㎡)	地目	面積 (㎡)
田	2,074,733	山林	33,069,102
畑	2,550,150	原野	535,053
宅地	1,739,638	雑種地	2,336,007
鉱泉地	19	その他	8,028,566
池沼	454,864		

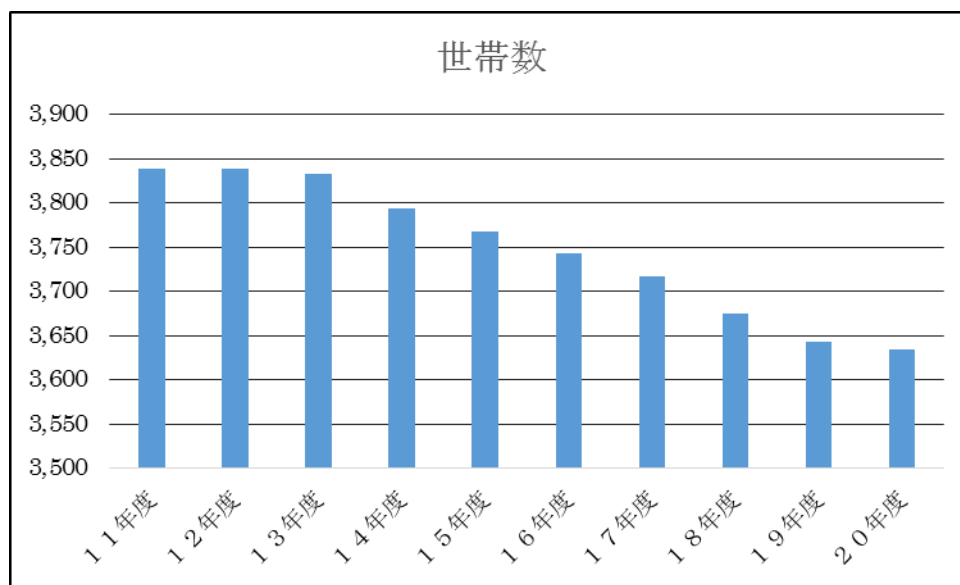
1-3 人口

平成11年から平成20年度までの過去10年間の男女別の推移を縦棒に示している。



1-4 世帯数

平成11年から平成20年度までの過去10年間の世帯数の推移を折れ線グラフに示している。



※平成11年から平成20年までの過去10年間の人口の推移及び世帯数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
男	5,576	5,436	5,328	5,175	5,075	4,960
女	6,238	6,125	6,037	5,903	5,772	6,637
計	11,814	11,561	11,356	11,078	10,847	10,597
世帯数	3,838	3,838	3,832	3,793	3,767	3,743

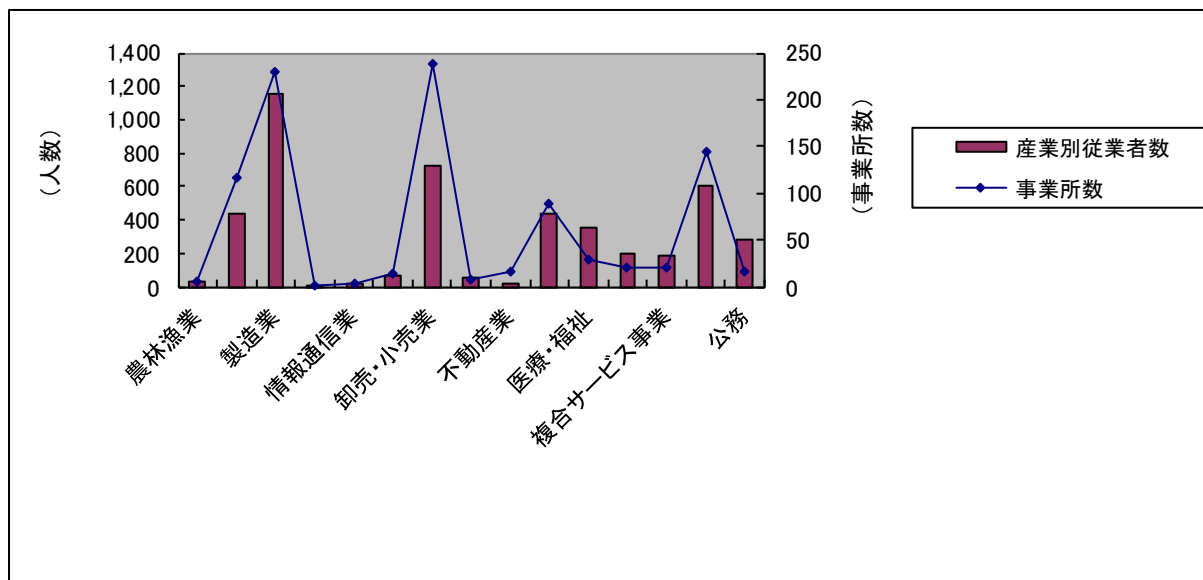
	17年度	18年度	19年度	20年度
男	4,810	4,669	4,560	4,447
女	5,493	5,335	5,212	5,100
計	10,303	10,004	9,772	9,547
世帯数	3,717	3,675	3,643	3,672

平成11年度の吉野町の人口は11,814人、世帯数は3,838世帯になっている。年々人口の減少が顕著に見られ又世帯数も年々減少している。

第2節 産業

1-1 産業構造

平成18年度における産業別従業者数を縦棒、事業所数を折れ線により示している。



平成18年度における産業別従業者数 () は事業所数

農林漁業	31人 (5)	不動産業	20人 (17)
建設業	436人 (116)	飲食店・宿泊業	442人 (88)
製造業	1,156人 (230)	医療・福祉	351人 (28)
電気・ガス等	11人 (1)	教育・学習支援	200人 (21)
情報通信業	13人 (3)	複合サービス	181人 (21)
運輸業	62人 (13)	サービス業	603人 (145)
卸売・小売業	724人 (238)	公務	285人 (16)
金融・保険業	57人 (8)		

吉野町の産業別人口は製造業の割合が最も多い。吉野町の土地柄は、温暖多雨地であることからスギ、ヒノキの生育に適していることから吉野杉の生産が多く、この吉野杉の端を加工して割り箸の生産が盛んである。しかし、時代の変化により地場産業の低迷、又高齢化により製造業の割合は減少していくと考えられる。

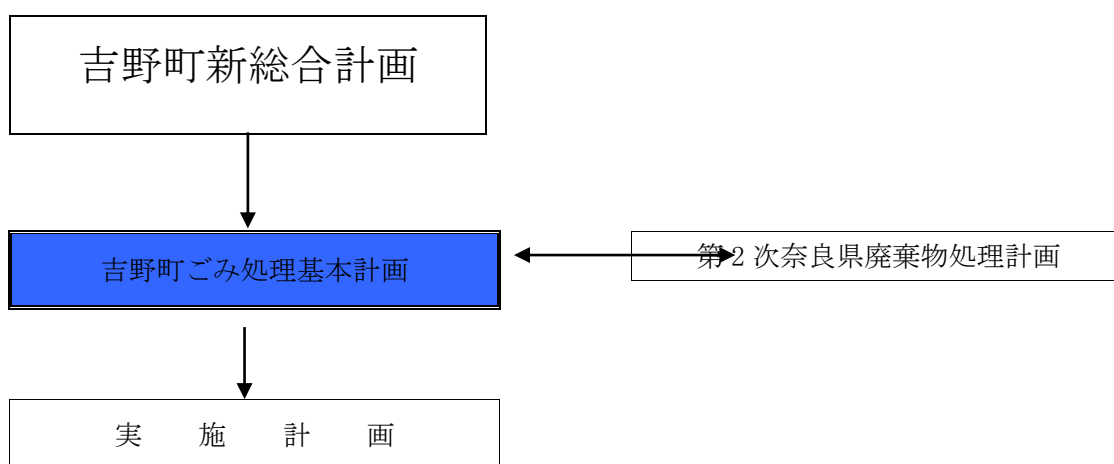
第3節 関連する計画

3-1 計画の位置づけ及び廃棄物関連法体系

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、区の清掃・リサイクル事業に関する最上位計画となるものである。

この「一般廃棄物処理基本計画」は、以下のとおりに位置づけられている。

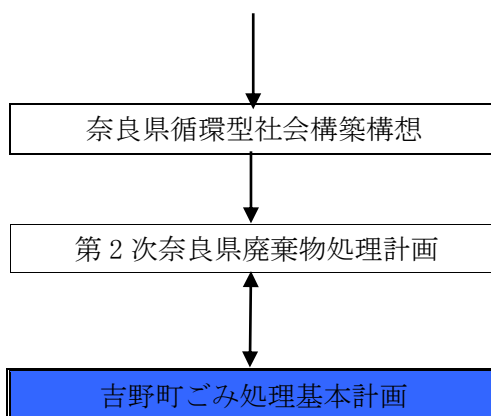
(吉野町における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ)



(一般廃棄物処理基本
づけ)

新奈良県環境総合計画

計画と関連計画の位置



3-2 奈良県廃棄物処理計画

奈良県廃棄物処理計画では、「新奈良県環境総合計画」及び「奈良県循環型社会構築構想」を上位計画とし、奈良県の廃棄物を取り巻く現状と課題を踏まえ、循環型社会の構築及び新奈良県環境総合計画の目標を達成するための基本的な施策の方針が示されている。

3-3 新奈良県環境総合計画

基本目標

- ・豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生
- ・快適・安全な生活環境の創造
- ・持続的発展が可能な循環型社会の構築
 - ・地球環境保全への取組の推進
 - ・参加と協働による環境保全への取組の推進

3-4 奈良県循環型社会構築構想

基本目標

- ・6つのRの推進
 - Reduce（発生抑制）
 - Reuse（再使用）
 - Recycle（再生利用）
 - Refuse（過剰包装等の拒否）
 - Repair（修理）
 - Rental（レンタル）
- ・都市と農村の交流を通じた循環型社会の構築
 - ・地場産業の振興とともに進めるゼロエミッション
 - ・世界に誇る歴史、文化遺産と豊かな自然環境の保全

上記の「新奈良県環境総合計画」、「奈良県循環型社会構築構想」の目標を達成するために、奈良県廃棄物処理計画では基本的な施策の方針が示されている。

施策の方針

- ・廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進
- ・適正で環境に安全な廃棄物処理の推進
- ・循環型社会の構築のためのネットワークづくり
- ・廃棄物処理施設の確保

第3章 ごみ処理基本計画

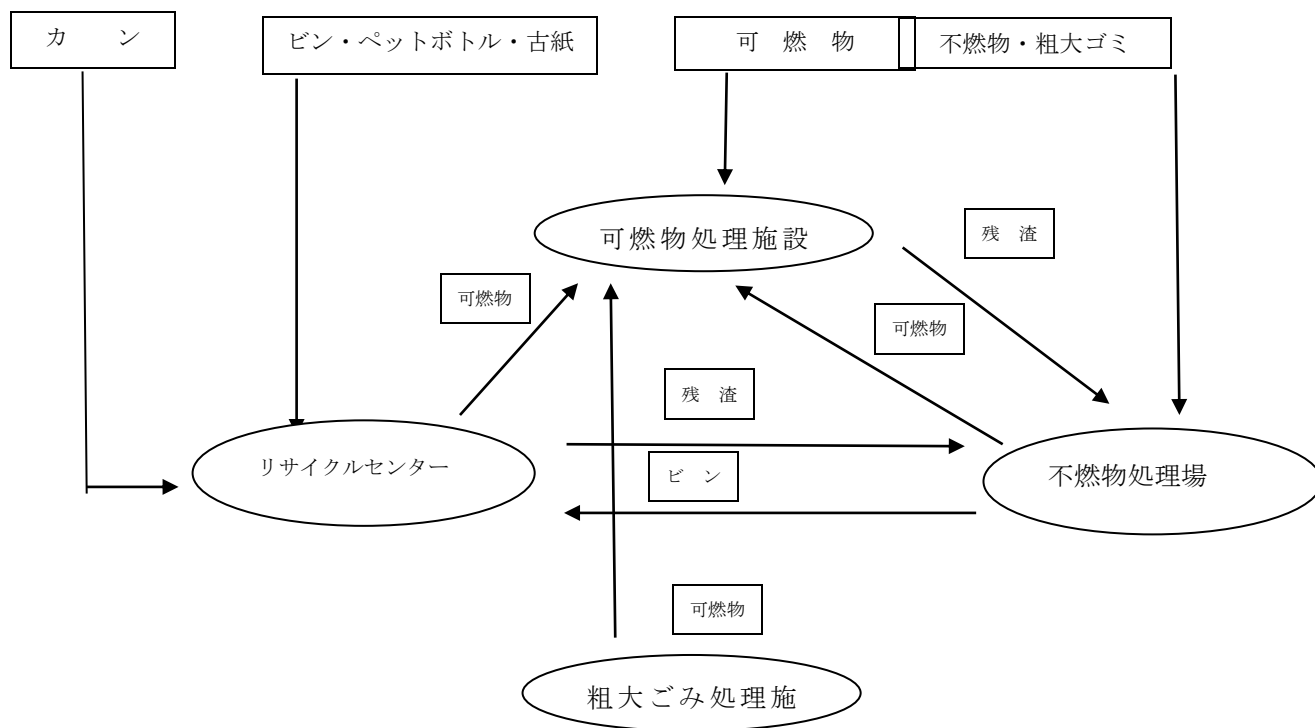
第1節 ごみ処理の現状

1-1 ごみ処理の経緯

吉野町における本格的なごみ処理施設は、昭和36年に旧清掃センター敷地に処理能力10トン/日の焼却施設を建設したのが始まりであり、その後昭和48年に同敷地内に吉野町役場清掃センター（処理能力20t/8h）、機械化バッチ式焼却炉）を建設し、今日に至る中間処理体制が確立した。

収集・運搬は全町域を対象とし、昭和58年に標高300mの立野地区丘陵地谷部に約1.4haの吉野町不燃物最終処分場を建設し、吉野町の管理のもとに吉野町行域を対象とした最終処分の受入体制が整った。

1-2 ごみ処理体系の概要（ごみ処理フロー）



燃えるごみは焼却処分を行い、不燃物はホッパに貯留後埋立処分します。鉄類・アルミ類は有価物として回収して圧縮成型し、資源化再利用している。

可燃性及び不燃性粗大ごみについては、せん断式破砕機で破砕後、可燃性粗大ごみは一時貯留し、焼却処分を行っている。不燃性粗大ごみについてはその他の不燃物（ビン・缶類）と共に回転式破砕機にて破砕し、その後、選別機械にて可燃物・不燃物・鉄類・

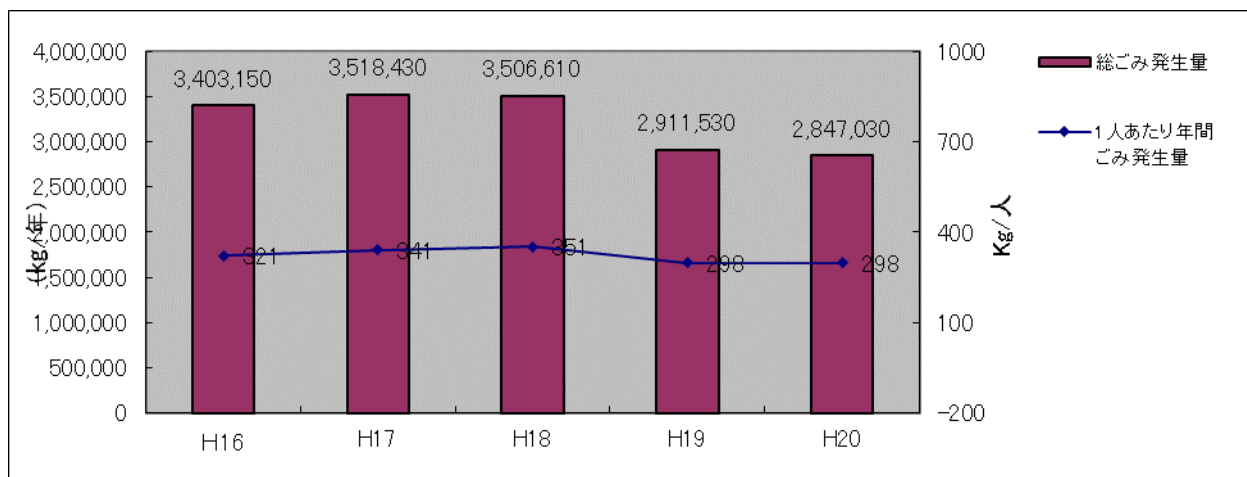
アルミ類の4種類に分別している。

1-3 収集ごみの量

1-3-1 ごみ発生量

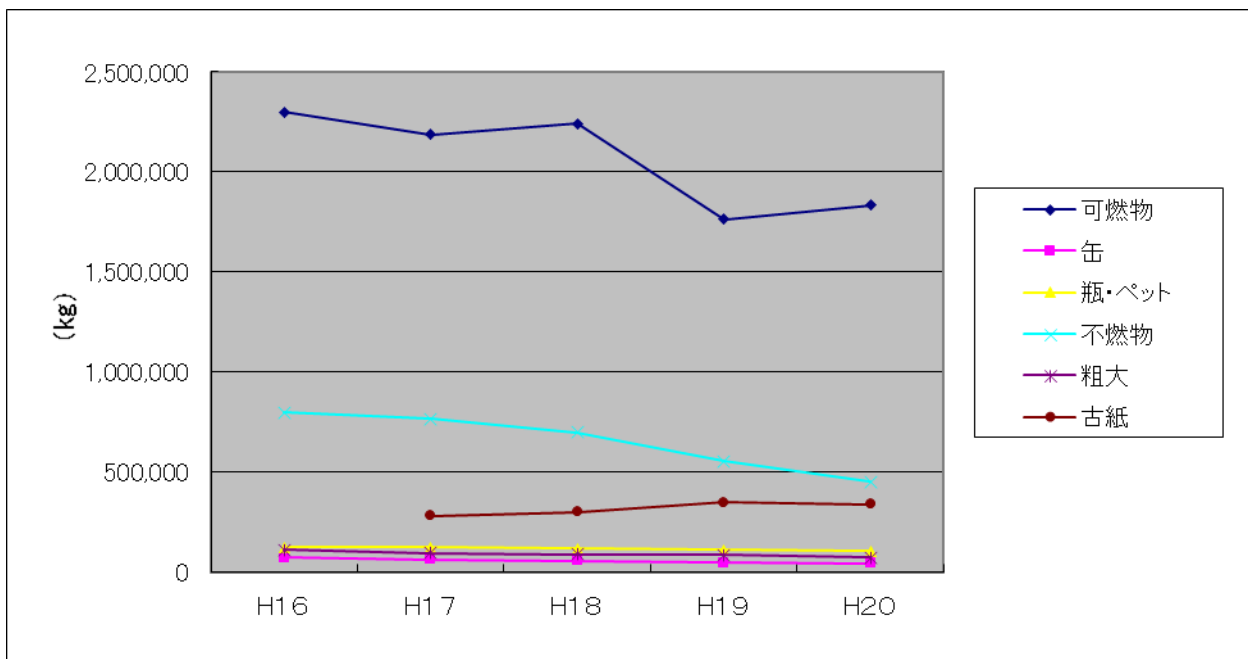
平成16年度から平成20年度までのごみ発生量を縦棒に示している。又各年度において町民1人あたり年間に発生した量を折れ線に示している。

※ごみの内訳（可燃物・不燃物・粗大・古紙類）



1-3-2 収集別ごみの推移

平成16年度から平成20年度までに発生した種類ごとの数値を折れ線に示している。



※平成16年から平成20年までに発生した種類ごとの数値 (kg)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
可燃物	2,298,920	2,188,170	2,239,550	1,764,490	1,834,340
缶	72,310	62,700	58,160	47,780	43,440
ビン・ペットボトル	124,110	124,510	117,960	112,890	104,860
不燃物	797,300	765,010	699,620	552,730	451,770
粗大	110,610	95,260	89,140	84,440	73,730
古紙	—	282,780	302,180	349,200	338,890
合計	3,403,150	3,518,430	3,506,610	2,911,530	2,847,030

1-4 収集運搬の現状

一般家庭系ごみの収集・運搬は独自の方法で行われており、可燃ごみについては、直営と委託により不燃性ごみについては全量委託により行っている。

事業系ゴミについては、それぞれの事業者において対処することとしている。観光ごみや散乱ごみ等を対処した環境特別収集・運搬している。一般家庭系の収集・運搬の状況は下図のとおり。

種 類	収 集 頻 度	収 集 人 員	勤 務 体 制	収集車両・車種・台数
可燃性ゴミ	2回/週	委託3名	午前7:30 午後4:30	3t 塵芥車3台
不燃性ゴミ	2回/月	委託3名	午前7:30 午後4:30	3t ダンプ 3台

1-5 ごみ収集人口

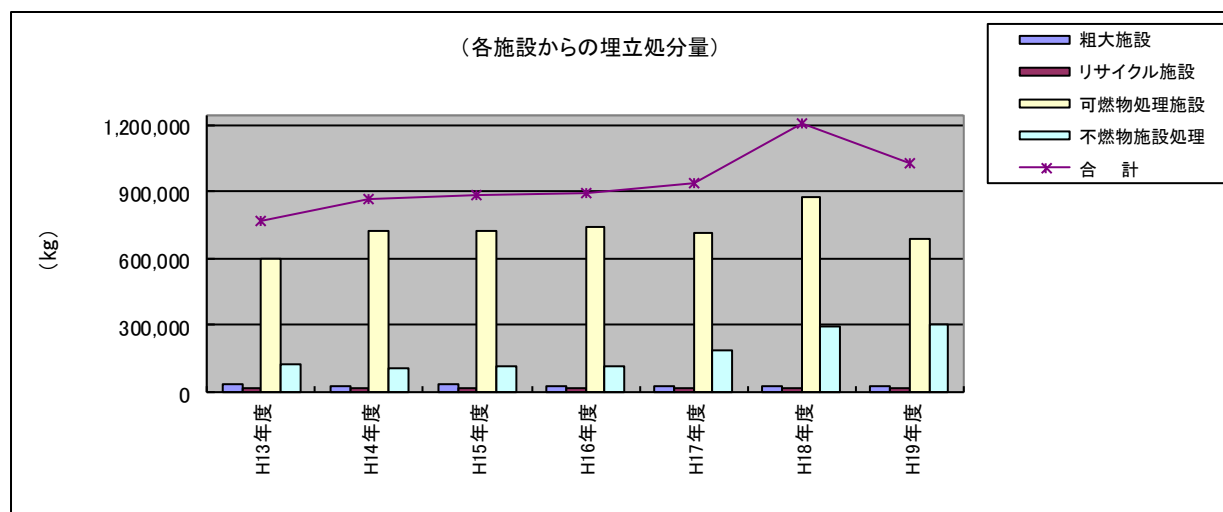
年 度	人 口	収集人口	収集割合 (%)
11年度	11,814	同 左	100

12年度	11,561	同左	100
13年度	11,356	同左	100
14年度	11,078	同左	100
15年度	10,847	同左	100
16年度	10,597	同左	100
17年度	10,303	同左	100
18年度	10,004	同左	100
19年度	9,772	同左	100
20年度	9,547	同左	100

1-6 最終処分場の現状

平成13年度から平成19年度における本拠地のごみの最終処分量の推移を示す。これによると平成13年度ごみ量に対する平成19年度の割合は、1.35%増加している。中でも不燃物ごみが年々増加しており、割合は2.48%と大幅に増加している。

最終処分場の残余容量5,000m³となっており新たな最終処分場の確保、又は出来るだけ長く埋立ができるような延命策を検討し最終処分場再生に取り組む必要がある。



(最終処分場の現状)

1-7 処理施設の現状

(1) 焼却処理施設

施設名	吉野広域行政組合吉野三町村クリーンセンター
所在地	奈良県吉野郡吉野町大字立野 767 番地の 2
形式	機械化バッチ方式
稼動年月	平成 4 年 4 月
処理能力	2.5 t / 8 h (12.5 t / 8 h 2 炉)

(2) 破碎処理施設

施設名	吉野広域行政組合粗大ごみ処理施設
所在地	奈良県吉野郡吉野町大字立野 767 番地の 2
施設名	吉野広域行政組合最終処分場
所在地	奈良県吉野郡吉野町大字立野 5 3 6 番地
形式	管理型
稼動年月	昭和 5 8 年 1 月
面積	1 2, 1 8 5 m ²
全体容量	1 0 0, 0 0 0 m ³
残余容量	2 0, 0 0 8 m ³
形式	回転ハンマー及びせん断破碎方式
稼動年月	平成 5 年 4 月
処理能力	1 3 t / 5 h

(3) 再商品化等廃棄物保管施設

施設名	吉野広域行政組合リサイクルセンター
所在地	奈良県吉野郡吉野町大字立野 767 番地の 2

形 式	—
稼 動 年 月	平成10年4月
処 理 能 力	ペットボトル減容機 (0.3 t / h)

1-8 処理体系

	可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	カン・ビン・ペットボトル	古紙
収 集 方 式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式
収 集 回 数	2回/週	1回/月	1回/月	1回/月
容 器 指 定	指定袋	指定袋・証紙	指定袋	—
処 理 方 法	焼却	不燃物処理	リサイクル	リサイクル
体 制	収 集	委託	委託	委託
	中間処理	直営	直営	直営
	埋立処分	直営	直営	直営

1-9 一般廃棄物収集運搬許可業者

許可業者名	代表者名	住 所	許可の期間
太陽企業(株)	川崎勝也	奈良県吉野郡大淀町比曾 1606番地	平成27年 4月 1日から 平成29年 3月 31日まで
株式会社石川環境開発	菊川光康	奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2141番地の8	平成27年 4月 1日から 平成29年 3月 31日まで
株式会社NA NBU	岩本和代	奈良県橿原市五井町187番地の2	平成27年 1月 1日から 平成29年 3月 31日まで
株式会社アーケック	奥田弘司	奈良県大和高田市出169番地の1	平成27年 4月 1日から 平成29年 3月 31日まで

分 别 区 分	内 容	收 集 回 收	排 出 方 法	有 料 制
---------	-----	------------	------------	-------

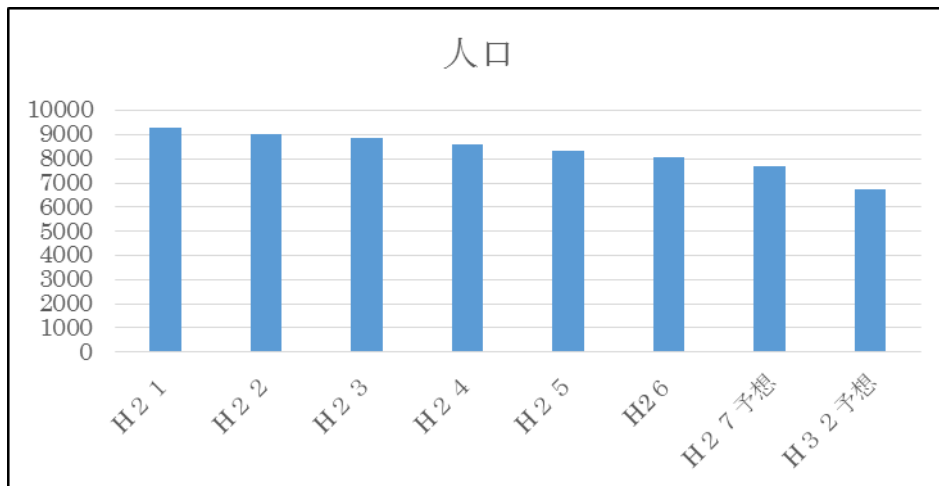
可燃物	調理くず・紙くず・木くず・ペットボトル以外の容器包装物	週2回	指定袋	袋(特大) 70円/枚 袋(大) 50円/枚 袋(小) 30円/枚	
不燃物	ガラス類・陶器類・乾電池・蛍光灯	月1回	指定袋	50円/袋	
粗大ゴミ	寝具・家具・自転車	月1回	証紙	100円/枚	
資源物	カン	飲料・缶詰等の空缶	月2回	指定袋	50円/袋
	ビン	飲料・調味料等の空きびん	月1回	指定袋	50円/袋
	ペットボトル	飲料・調味料等のペットボトル	月1回	指定袋	50円/袋
	紙パック	牛乳・ジュースの紙パック(中が銀色のものは除く)	月1回	十字 結 束	無 料
	新聞	新聞紙・折込チラシ	月1回		
	雑誌	週刊誌・単行本・書籍・辞典など	月1回		
	ダンボール	ダンボール	月1回		
小動物死体	—————			63円/10kg	

※ 扱わないごみ

洗濯機・エアコン・テレビ(ブラウン管式、液晶)・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機・薄型テレビ	家電リサイクル券を購入して、販売店(家電リサイクル券取扱店)、もしくはクリーンセンターに引取ってもらってください。(別途運送費は必要です。)
---	--

1-10 一般廃棄物の区分及び排出方法等

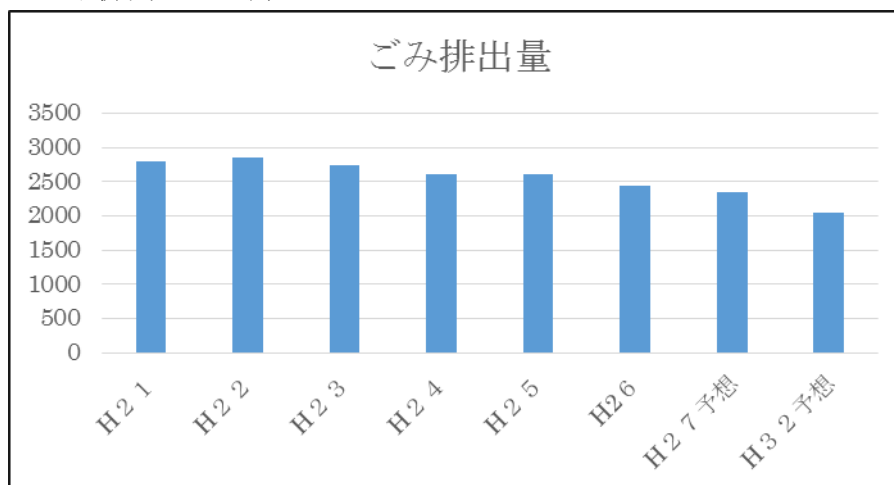
1-11 将来人口の予測



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H32
人口(人)	9,299	9,028	8,859	8,612	8,329	8,049	7,671	6,734

※H27年・H32年の人口予想は、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口による。

1-1-1 ごみ排出量の予測



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H32
ゴミ量(t)	2,780	2,716	2,652	2,588	2,523	2,459	2,340	2,054

※ごみの発生量の予測は、将来の予想人口に1人あたりの発生量'(H26)を乗じて計算している。

第2節 ごみ処理基本計画

2-1 基本方針

近年、核家族が増え物質的に豊かな生活ができるようになりました。単発的な安価な物が昼夜を問わず手に入るようになりそれにより多くのごみが発生し、そのごみから排出される二酸化炭素。又移動手段である車が増えそれから排出される二酸化炭素。それらが地球温暖化の原因の一つとなっています。快適さが地球環境の悪化の温床となっています。

国では、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムが見直され平成12年度に循環型社会形成推進基本法が制定されました。

本町のごみの発生量は人口と鑑みても減少しなければならない状況ですが、ほぼ横ばい状態が続いています。ごみ発生量と人口の推移を結びつけて考える事は出来ません。つまり、個々の大量消費、大量廃棄のスタイルが浸透しているように考えられます。

そこで、国が掲げている3R。ごみの発生を抑制（リデュース：Reduce）、再使用できるものは利用（リユース：Reuse）、ごみとなってしまった物は分別を行い再生利用（リサイクル：Recycle）。いわゆる物を大切にするライフスタイルの重要性の認識を広め、住民、事業者、行政がそれぞれの自覚を持ち着実に実行することによって住みよい環境を作っていくように実践していきます。

町民・事業者・行政が協働し、 循環型社会の構築を目指す。

本町では、ごみの発生量の抑制、再使用、再生利用である「循環型社会」の実現に向けた取り組みを実施していきます。

基本方針

- ・ 町民、業者、行政の協働体制の充実
- ・ ごみの発生抑制
- ・ 再使用の推進

2-2 町民、事業者、行政の役割

循環型の社会システムでは、すぐにごみとなるような物は購入しない、過剰包装を断る、買い物袋を持参する等の取り組みによりごみの発生を抑制する。再使用できるものは利用する。ごみとなってしまった物はきっちりと適正処理をし、分別を行い再生利用する。これらを組み合わせた「3R」は行政だけでは推進していくことはできません。町民・事業者・行政が一体となり相互に連携を図っていくことが必要である。

町民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、又共に考え行動し循環型の構築を推進していく。

町 民

環境に負荷を与えていることを自覚し大量消費、大量廃棄の生活様式から循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図っていく。

物を購入する時は、使い捨てる物は購入を控え詰め替え商品を利用する。**過剰包装、梱包はしない。長期的に使用できる物、修理等ができる物を選ぶ。飲食物は多く買いすぎない。レジ袋削減のため買い物時は自前の買い物袋を持参する**等減量化・資源化に向けた活動に積極的に取り組んでいく。

事 業 者

事業活動全般で環境に配慮し、**長持ちするものを作り修理体制の確立に取り組み、使用済みのものを回収していく。また、適切なリサイクルや処理や処分が行われるよう情報を公開する。**

ごみの排出者としても環境に負荷を与えていることを自覚し、減量化・資源化に向けた活動を推進していく。

行 政

循環型社会を形成する上でのコーディネート役として普及啓発や情報提供、情報交換を積極的に行い、町民・事業者の自主的・主体的な取り組みを支援していく。

また、ごみの排出者としても環境に負荷を与えていることを自覚し、減量化・資源化に向けた活動を推進していく。ごみを徹底的に分別することにより、不用品が最大限、資源として循環させる取り組みとして、広報「よしの」に「間違えていませんか？ごみの出し方」により間違った出し方、正しい出し方について周知しているが更に重点を置いて実施する。

又ごみ収集日程カレンダーにより分別区分を明確にし、ごみの正しいごみの出し方につい

でも更に周知する。

ごみを出さない生活へ転換するためには、住民一人ひとりがごみを出さない生活を考え、そ

れを行動に結びつける必要があります。ごみ減量についての知識や習慣を身につけることも循環型社会形成のための大切な取り組みとなります。ごみを出さない生活に関連する情報の提供等の施策の展開を図っていきます。

2-3 ごみの発生抑制

国で策定した「循環型社会形成推進基本計画」では平成22年度までに1人1日あたり家庭から排出するごみの量を平成12年度より約20%減に、1日あたりに事業者から排出するごみの量を平成12年度より約20%削減することを目標としている。

奈良県では、平成20年に策定した「第2次奈良県廃棄物処理計画」では、平成19年度に対し、平成22年度において排出量を5%としている。

ごみの発生を抑制するには、何よりも各自がごみを出さない意識が重要である。しかし、人間が生活していく上ではごみを出さない生活はできない。そのためできる限りごみの発生を抑制し、ものを大切にする生活様式を実践していくことが求められていく。排出者責任を明確にするとともに町民、事業者、行政がお互いに知恵を出し、それぞれの立場で出来る事を実践していくことがごみの排出抑制・減量化につながっていく。

発生・抑制排出に向けた取り組みの中で今後検討していくべき事項

○スーパー等のレジ袋の有料化。

○吉野三町村クリーンセンターへのゴミ持込み料の値上げ。

があげられる。これらについては町内のごみの排出量、他町村の動向などをみながら広く意見を収集し検討していく。

町民・事業者・行政がそれぞれ役割分担をしゴミの排出抑制・減量化を推進していく。

本町でもごみ排出量を目指し数値目標を設定する。

目標年度（平成22年度）

町民1人あたり総ごみ量の排出量

平成19年度 816g/人・日を775g/人・日に

2-4 再使用の推進

大量生産、大量消費が続けられごみの処理処分はただ処理すればよいと考えられてきました。現在では処分場の不足などの問題が起こっています。これらの問題を少しでも解決していくために循環型の社会を形成していく必要があります。出ってしまったごみは

そのまま廃棄するのではなく、資源化可能な物は分別を行い適切な資源として有効に利用していく。ごみの排出者自らが資源可能なものの分別を行い適切な手法により資源として有効に利用していくことが資源化率の向上につながる。

現在、アルミ、スチール、段ボール、紙パック、ガラス、ビン、ペットボトル等資源ゴミとして分別収集をおこなっているが、可燃ゴミとして焼却処理をしてきた物を資源として再利用出来る物がないかを検討していく。

その他

不法投棄

本町では、不法投棄防止対策として看板の設置、巡回パトロールを実施しています。不法投棄の現場を発見した場合は、関係機関と連絡を密にして投棄した者に指導を行う

な
どの取組みを行っています。

本町は山間を抜けて他町へ通じる道が多く安易に山に捨て易い状況であるため、多方面から不法投棄する者が多いです。これを解決する方法として山の地権者に投棄できないよ

うに防護柵を設置するなどの呼びかけが必要です。又上部組織に防止カメラを設置して

も
らうなどの協力を求める必要があると考えられます。

容器包装プラスチックリサイクルのあり方の検討

資源循環型の清掃事業を行うために古紙・びん・カンといった資源物以外に容器包装プラスチックリサイクルの推進がかかせません。しかし、包装容器プラスチックは素材も様々なため、効果的にリサイクルを行うためには徹底した分別が必要となります。収集・運搬・保管の費用負担や、中間処理施設の整備など解決しなければならない課題も多くあります。

その中で、ペットボトルと食品トレイは単一素材のため、マテリアルリサイクルが比較的容易に行えます。また、住民の分別も行いやすいことから、当面、これらを回収を行うことで、容器包装プラスチックリサイクルの今後のあり方を検討していきます。

不適正なごみの排出や不法投棄をなくし清潔なごみ集積所を維持していくために広報による啓発、分別や排出の指導を進めるとともに、地域コミュニティとの連携を深めていきます。

ごみを出さない生活へ転換するためには、住民一人ひとりがごみを出さない生活を考え、それを行動に結びつける必要があります。また、次の世代を担う子どもたちが、ごみ減量についての知識や習慣を身につけることも、循環型社会形成のために大切な取り

組みとなります。区ではごみを出さない生活に関連する多様な情報の提供と行動を促す施策の展開を図っていきます。

